

福山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発
及び運用業務の導入に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市立福山中学校（以下「福山中学校」という。）及び福山市教育委員会（以下「市教委」という。）は、志願者及び保護者の申請手続きの利便性の向上並びに、小学校・義務教育学校（前期課程）（以下「小学校等」という。）及び福山中学校の入学者選抜に係る事務負担を軽減することを目的として、福山中・高等学校において、インターネット出願システムを導入する。

2 業務概要

(1) 業務名称

福山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発及び運用業務

(2) 業務内容

福山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発及び運用業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から2028年（令和10年）3月31日まで

3 予算額

予算額の上限は総額2,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、年度ごとの内訳は次のとおり。

- ・2025年度（令和7年度） 1,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・2026年度（令和8年度） 600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・2027年度（令和9年度） 600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※参考見積書の金額が上記の各年度の予算額を超過した場合は、失格とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随時契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札する参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置著しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) ISMS 又はプライバシーマーク等の個人情報に関する資格を有していること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-0843 広島県福山市赤坂町910番地
 福山市立福山中・高等学校
 電話：084-951-5978
 FAX：084-951-6518
 E-mail：jimu-ichifuku@manabi.city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年（令和7年）6月16日（月）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）6月16日（月）から同年6月30日（月）午後5時まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）6月16日（月）から同年6月23日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年（令和7年）6月27日（金） 本市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）6月16日（月）から同年6月30日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2025年（令和7年）7月3日（木）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）7月3日（木）から同年7月14日（月）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	2025年（令和7年）7月17日（木）
結果通知	2025年（令和7年）7月24日（木）

(3) 実施要領等の配付期間及び配布場所

ア 配付期間

公告の日から2025年（令和7年）6月30日（月）（福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

6（1）に同じ。

ウ 配付方法

6 (1) で交付又は福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) に掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書の受付期間

公告の日から2025年(令和7年)6月23日(月)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)により、6(1)に電子メールで提出すること。メールの件名は「福山市立福山中学校入学選抜インターネット出願システム開発及び運用業務質問書」とし、電子メール送信後、電話により電子メールの到着を確認すること。

ウ 回答

質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2025年(令和7年)6月27日(金)までに福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2025年(令和7年)6月30日(月)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち休日を除く午前8時30分から午後5時まで)なお、郵送の場合、2025年(令和7年)6月30日(月)午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サまでの書類を各1部提出すること。

※オ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以後に発行されたものとする。

ア 福山市立福山中学校入学選抜インターネット出願システム開発及び運用業務の導入に係るプロポーザル受付票(様式2)

イ 参加申込書(様式3)

ウ 実績報告書(様式4)

過去5年以内の本業務または本業務に類似する業務の実績の概要が分かる資料(契約書、報告書、新聞記事等のいずれか)を添付すること(写し可)。

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前に1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 商業登記簿謄本(写しでも可)

カ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただ

- し、本市における納税義務のないものは申立書（様式5）を提出すること。）
- キ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）
- ク 印鑑証明書（原本）
- ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合。）
- コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- サ 誓約書（様式8）
- シ 長形3号封筒（410円切手を貼付したもの・参加資格確認結果通知送付用）

8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）7月3日（木）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）7月3日（木）から同年7月14日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち休日を除く午前8時30分から午後5時まで）
なお、郵送の場合、2025年（令和7年）7月14日（月）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9） 1部

イ 企画書 6部（正本1部、副本5）

企画書は、A4サイズ10枚以内、原則両面印刷とし、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語とし、福山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発及び運用業務仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

※PDFデータを6（1）のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 見積書 1部

※・各年度の内訳も含めて記載すること。

・本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発及び運用業務者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し、審議の上、選定する。

(1) 選考方法

ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書による審査を行う。

イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決により順位を決定する。

エ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、受注候補者として選定しない。

オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

(3) 審査

ア 実施日

2025年（令和7年）7月17日（木）

イ 実施方法

別表の評価項目による書面審査もしくはプレゼンテーション審査を実施

ウ プレゼンテーション

1提案者あたり30分以内（プレゼンテーション20分及び質疑応答10分）

※プレゼンテーションの詳細については別途通知

エ 注意事項

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

・指定の時間に遅れた場合は、審査対象から外すものとする。

(4) 選定結果の通知

2025年（令和7年）7月24日（木）までに、企画提案書提出者全員に選定結果を通知する。なお、受注候補者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2025年（令和7年）8月12日（火）までにその旨を記載した電子メールを6（1）に提出すること。（本市からの回答については、送付元の連絡先に電子メールを送付する。）

- （6）企画提案書の提出者がいない場合の取扱い
企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

1 1 契約の締結

- （1）本業務の契約は、選定委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- （2）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- （3）市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）3の予算額の上限を超過した見積書を提出した場合
- （4）評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- （5）実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- （6）その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- （1）参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- （2）参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。
- （3）参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- （4）提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- （5）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- （6）提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- （7）参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- （8）提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- （9）提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公

開請求の対象となる。

- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われることについて、本市と協議の上、許可を得たものについては業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (19) 受注者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

山市立福山中学校入学者選抜インターネット出願システム開発及び運用業務委託 評価基準・評価項目

項目		評価の視点	配点
1	本事業に対する理解・実績	本業務の背景や目的を踏まえた上で、業務を実施するに当たっての具体的な考え方や取り組みが有効なものであるか。	5
		インターネット出願の運用実績（自治体や学校等への導入実績等）があり、利用者を組織的に管理・支援する体制が整っているか。	5
2	業務実施体制	システムの開発及び運用について、それぞれ実施体制（配置計画及び役割分担）を具体的に記載しているか。	5
		提案した実施体制を踏まえ、業務を遂行するに当たっての総括責任者、業務責任者、業務従事者等の人員配置及び役割分担等について、配置計画及び事務分担表等により記載しているか。	5
		操作への質問、障害等発生時の対応は、（業務体制、サポートデスクの営業時間）迅速・柔軟・適切に行えるものであるか。	10
3	基本的な機能	利用者にとって直感的に分かりやすく、操作しやすい構成となっているか。操作に関する問い合わせを減らすことができるような工夫があるか。	10
		志願者、小学校、中学校がそれぞれ行う手続きが明確になっており、登録や承認、差戻しの処理に関して工夫があるか。	10
		小学校が調査書情報をシステムに入力する際の手順について記載しており、データ入力が効率的かつ正確に行えるよう工夫があるか。	10
4	情報セキュリティ	個人情報保護と情報セキュリティを遵守するための取り組みについて、事業者としての考え方、対策（研修等）、マニュアル等が示されているか。	10
		サーバーセンターにおける個人情報保護対策及び情報漏えい防止対策等の情報管理体制について工夫があるか。	10
5	教員研修	導入支援、操作研修が実施できるか。	10
6	スケジュール	スケジュール工程が無理なく適切である。また、事業提案を推進するにあたり十分な人員体制、業務体制が整っているか。	10
7	価格	見積額により採点	10
8	その他	独自の提案や特に PR したい点があれば記載すること。	10
合計			120点満点